

# 川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則

平成 5 年 3 月 26 日  
規 則 第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第 2 条 法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第 2 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書(第 1 号様式)により市長に申請しなければならない。

2 法第 7 条第 6 項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第 7 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書(第 2 号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請)

第 3 条 法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書(第 3 号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可申請に係る添付書類等)

第 4 条 第 2 条第 1 項又は前条(法第 7 条第 1 項の許可を受けた者が申請する場合に限る。)の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類
- (4) 事務所及び事業場の案内図
- (5) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員の住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録原票に登録した事項に関する証明書とする。次号において同じ。)並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成 11 年法律第 152 号)第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。次号において同じ。)
- (6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(以下これらを「住民票の写し等」という。)
- (7) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (9) 申請者が法人である場合には、直前 3 年(法第 7 条第 2 項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前 2 年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年(法第 7 条第 2 項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前 2 年)の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) その他市長が必要と認める書類

2 第2条第2項又は前条(法第7条第6項の許可を受けた者が申請する場合に限る。)の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業計画の概要を記載した書類

(2) 事業の用に供する施設(保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面(当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。)

(3) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること)を証する書類

(4) 事務所及び事業場の案内図

(5) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに法第7条第5項第4号りに規定する役員の住民票の写し等

(6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し等

(7) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

(8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(9) 申請者が法人である場合には、直前3年(法第7条第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年(法第7条第7項の規定により許可の更新を申請する場合には、直前2年)の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(11) その他市長が必要と認める書類

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

第5条 市長は、法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は法第7条の2第1項の規定によるその事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は法第7条の2第1項の規定によるその事業の範囲の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(第5号様式)を申請者に交付するものとする。

(一般廃棄物処理業の廃止及び変更の届出)

第6条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者(第11条及び第12条において「一般廃棄物処理業許可業者」という。)は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出をするときは、当該廃止又は変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業/廃止/変更/届出書(第6号様式)により行わなければならない。

(一般廃棄物処理業の変更の届出に係る添付書類等)

第7条 前条の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条の6第1項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつてはその住民票の写し等、法人にあつてはその定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(2) 省令第2条の6第1項第2号イからハマまでに掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る者がそ

れぞれ法第7条第5項第4号イからトまでに該当しない者であることを誓約する書面及び当該変更に係る者の住民票の写し等

(3) 省令第2条の6第1項第3号に掲げる事項又は住所(事務所又は事業場の所在地である場合に限る。)の変更の場合には、変更後の事務所又は事業場の案内図

(4) 一般廃棄物収集運搬業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類及び図面

(5) 一般廃棄物処分業者に係る省令第2条の6第1項第4号に掲げる事項の変更の届出については、当該変更に係る施設に関する第4条第2項第2号及び第3号に規定する書類及び図面

(一般廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出)

第7条の2 法第7条の2第4項の規定による届出は、一般廃棄物処理業者の欠格要件に係る届出書(第6号様式の2)により行うものとする。

2 法第14条の2第3項又は第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出は、産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出書(第6号様式の3)により行うものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可証の書換え)

第8条 市長は、法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び法第14条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出により許可証の書換えを必要とするときは、許可証を書き換えて交付するものとする。

(一般廃棄物処理業等の許可証の再交付)

第9条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けた者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者、法第14条第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けた者(第10条においてこれらを「許可業者」という。)は、交付された許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく許可証等再交付申請書(第7号様式)により当該許可証を添えて市長に申請し、許可証の再交付を受けることができる。ただし、亡失したときは、当該許可証を添えることを要しない。

(一般廃棄物処理業等の許可証の返還)

第10条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 法第7条第2項若しくは第7項、第14条第2項若しくは第7項又は第14条の4第2項若しくは第7項の規定により許可の効力が失われたとき。

(2) 法第7条の4又は第14条の3の2(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消されたとき。

(3) 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部を廃止したとき。

2 許可業者は、許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を発見したときは、速やかに当該許可証を市長に返還しなければならない。

3 許可業者は、法第7条の2第1項、第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による事業の範囲の変更の許可又は第8条の規定による許可証の書換えに伴いそれぞれ該当する許可証の交付を受けるときは、それぞれ書換え前の許可証を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理業の帳簿)

第 11 条 一般廃棄物処理業許可業者は、法第 7 条第 15 項に規定する帳簿には、省令第 2 条の 5 第 1 項の表の下欄に規定するもののほか、収集又は運搬に係る受入先ごとの量、受入料金、処分に係る受入料金等受託に係る事項を記載し、又は記録しなければならない。

(一般廃棄物処理業の実績報告)

第 12 条 一般廃棄物処理業許可業者は、一般廃棄物の収集運搬又は処分に關する前々月の実績について、毎月 10 日までに一般廃棄物収集運搬業実績報告書(第 8 号様式)又は一般廃棄物処分業実績報告書(第 9 号様式)により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理業等の実績報告)

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、法第 14 条第 1 項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者又は法第 14 条の 4 第 1 項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に対し、市長が定める日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に關し、／産業廃棄物／特別管理産業廃棄物／運搬実績報告書(第 10 号様式)を作成し、市長に提出するよう求めることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、法第 14 条第 6 項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けた者又は法第 14 条の 4 第 6 項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者に対し、市長が定める日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に關し、／産業廃棄物／特別管理産業廃棄物／処分実績報告書(第 11 号様式)及び産業廃棄物処理施設等における処理実績報告書(第 12 号様式)を作成し、市長に提出するよう求めることができる。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請)

第 14 条 法第 8 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(第 13 号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の変更許可申請)

第 15 条 法第 9 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(第 14 号様式)により市長に申請しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の設置等の許可証の交付)

第 16 条 市長は、法第 8 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可又は法第 9 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設／設置／変更／許可証(第 15 号様式)を申請者に交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可申請)

第 17 条 法第 9 条の 5 第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請書(第 16 号様式)により市長に申請しなければならない。

(廃棄物処理施設の譲受け等の許可証の交付)

第 18 条 市長は、法第 9 条の 5 第 1 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設(以下これらを「廃棄物処理施設」という。)の譲受け又は借受けの許可をしたときは、廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可証(第 17 号様式)を申請者に交付するものとする。

(合併又は分割の認可申請)

第 19 条 一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者である法人の合併又は分割について、法第 9 条の 6

第 1 項の規定により認可を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設設置法人／合併／分割／認可申請書（第 18 号様式）により市長に申請しなければならない。

（合併又は分割の認可証の交付）

第 20 条 市長は、法第 9 条の 6 第 1 項（法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定により廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割を認可したときは、／合併／分割／認可証（第 19 号様式）を申請者に交付するものとする。

（廃棄物処理施設の許可証等の再交付）

第 21 条 法第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の規定により廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者、法第 9 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により廃棄物処理施設の変更の許可を受けた者、法第 9 条の 5 第 1 項（法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定により廃棄物処理施設の譲受け若しくは借受けの許可を受けた者又は法第 9 条の 6 第 1 項（法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定により廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可を受けた者（次条においてこれらを「設置者等」という。）は、交付された許可証又は認可証（以下これらを「許可証等」という。）を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく許可証等再交付申請書により当該許可証等を添えて市長に申請し、許可証等の再交付を受けなければならない。ただし、亡失したときは、当該許可証等を添えることを要しない。

（廃棄物処理施設の許可証等の返還）

第 22 条 設置者等は、法第 9 条の 2 の 2 第 1 項又は第 15 条の 3 の規定により許可を取り消されたときは、速やかにその廃棄物処理施設に係るこれまでに交付された許可証等を市長に返還しなければならない。

2 設置者等は、廃棄物処理施設を廃止したときは、速やかに当該廃棄物処理施設に係るこれまでに交付された許可証等を市長に返還しなければならない。

3 設置者等は、第 27 条の規定による許可証等の書換えに伴い許可証等の交付を受けるときは、書換え前の許可証等を市長に返還しなければならない。

4 設置者等は、許可証等の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見したときは、速やかに当該許可証等を市長に返還しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の使用前検査の申請）

第 23 条 法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により一般廃棄物処理施設について検査を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第 20 号様式）により市長に申請しなければならない。

（廃棄物処理施設使用前検査済証の交付）

第 24 条 市長は、法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可を受けた者から法第 8 条の 2 第 5 項（法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 15 条の 2 第 5 項（法第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の申請があった場合において、当該申請に係る廃棄物処理施設が当該許可の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認めるときは、廃棄物処理施設使用前検査済証（第 21 号様式）を交付するものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請）

第 24 条の 2 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物処理施設について検査を受けようとする者は、あらかじめ、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（第 21 号様式の 2）により市長に申請しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知）

第 24 条の 3 市長は、法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の検査を行ったときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書(第 21 号様式の 3)を申請者に交付するものとする。

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第 25 条 法第 9 条第 3 項の規定により一般廃棄物処理施設の軽微な変更等について届出をしようとする者は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第 22 号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出)

第 25 条の 2 法第 9 条第 6 項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書(第 22 号様式の 2)により行うものとする。

2 法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する法第 9 条第 6 項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者の欠格要件に係る届出書(第 22 号様式の 3)により行うものとする。

(一般廃棄物処理施設の相続の届出)

第 26 条 法第 9 条の 7 第 2 項の規定により一般廃棄物処理施設の設置者についての相続の届出をしようとする者は、一般廃棄物処理施設相続届出書(第 23 号様式)を市長に提出しなければならない。

(廃棄物処理施設の許可証等の書換え)

第 27 条 市長は、法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)又は第 9 条の 7 第 2 項(法第 15 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による届出により許可証等の書換えを必要とするときは、許可証等を書き換えて交付するものとする。

(産業廃棄物処理責任者の設置等の報告)

第 28 条 法第 12 条第 8 項に規定する産業廃棄物処理責任者を置いた事業者(事業者が自ら産業廃棄物処理責任者となる場合を含む。)又は産業廃棄物処理責任者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から 30 日以内に産業廃棄物処理責任者設置等報告書(第 24 号様式)により市長に報告しなければならない。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第 29 条 法第 12 条の 2 第 8 項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた事業者(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又は特別管理産業廃棄物管理責任者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から 30 日以内に特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告書(第 25 号様式)により市長に報告しなければならない。

(技術管理者の設置等の報告)

第 30 条 法第 21 条第 1 項に規定する技術管理者を置いた事業者(事業者が自ら技術管理者として管理する場合を含む。)又は技術管理者を変更した事業者は、当該事実の発生の日から 30 日以内に廃棄物処理施設技術管理者設置等報告書(第 26 号様式)により市長に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の実績報告)

第 31 条 市長は、法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者に対し、毎年 6 月 30 日までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の当該処理施設における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物処理施設等における処理実績報告書を作成し、市長に提出するよう求めることができる。

第 32 条 削除

(廃棄物再生利用指定業者の指定申請等)

第 33 条 省令第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする者は、廃棄物再生利用指定業者指定申請書(第 28 号様式)により市長に申請しなければならない。

2 省令第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けた者

(以下「廃棄物再生利用指定業者」という。)が、その事業の範囲を変更しようとするときは、廃棄物再生利用指定業者事業範囲変更指定申請書(第 29 号様式)により市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前 2 項の規定による申請に基づき省令第 2 条第 2 号、第 2 条の 3 第 2 号、第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号の規定による指定をしたときは、廃棄物再生利用指定業者指定証(第 30 号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(廃棄物再生利用指定業者の指定申請に係る添付書類等)

第 34 条 前条第 1 項又は第 2 項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (3) 省令第 2 条の 3 第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする場合には、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (4) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- (5) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権限を有すること)を証する書類
- (6) 省令第 2 条の 3 第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする場合には、再生活用に係る処理工程図
- (7) 事務所及び事業場の案内図
- (8) 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 申請者が法人である場合には、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 申請者が法人である場合には、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (13) 申請者が個人である場合には、住民票の写し等
- (14) 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し等
- (15) 申請者が法人である場合には、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員の住民票の写し等
- (16) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し等又は登記事項証明書
- (17) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 4 条の 7 又は第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し等
- (18) 再生輸送又は再生活用に要する費用を明らかにした契約書の写し等の書類
- (19) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面(省令第 2 条第 2 号又は第 2 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする場合に限る。)
- (20) 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面(省令第 9 条第 2 号又は第 10 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けようとする場合に限る。)
- (21) その他市長が必要と認める書類

(廃棄物再生利用指定業者に係る事業の廃止及び変更の届出等)

第 35 条 廃棄物再生利用指定業者が、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は次に掲げる事項の変更をしたときは、廃止した日又は変更をした日から 10 日以内に廃棄物再生利用指定業者事業／廃止／変更／届出書(第 31 号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 事務所又は事業場の所在地
- (4) 再生利用の目的
- (5) 再生利用の方法
- (6) 取引関係
- (7) 廃棄物再生利用指定業者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人
- (8) 廃棄物再生利用指定業者が法人である場合には、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する役員
- (9) 廃棄物再生利用指定業者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者
- (10) 廃棄物再生利用指定業者に政令第 4 条の 7 又は第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合には、その者

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 前項第 1 号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつてはその住民票の写し等、法人にあつてはその登記事項証明書
- (2) 前項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあつてはその住民票の写し等、法人にあつてはその定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) 前項第 3 号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の事務所又は事業所の案内図
- (4) 前項第 4 号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の前条第 1 号に規定する書類
- (5) 前項第 5 号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の前条第 4 号及び第 6 号に規定する書類
- (6) 前項第 6 号に掲げる事項の変更の場合には、変更後の前条第 18 号に規定する書類
- (7) 前項第 7 号に掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る法定代理人の住民票の写し等
- (8) 前項第 8 号に掲げる事項の変更の場合には、登記事項証明書及び当該変更に係る役員の住民票の写し等
- (9) 前項第 9 号に掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る株主又は出資者の住民票の写し等又は登記事項証明書
- (10) 前項第 10 号に掲げる事項の変更の場合には、当該変更に係る使用人の住民票の写し等
- (11) 前項第 7 号から第 10 号までに掲げる事項の変更の場合には、当該各号に掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の前条第 19 号又は第 20 号に規定する書類

3 市長は、廃棄物再生利用指定業者がその事業の一部の廃止又は第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号若しくは第 6 号の事項の変更に伴う届出をしたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付)

第 36 条 廃棄物再生利用指定業者は、交付された指定証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく廃棄物再生利用指定業者指定証再交付申請書(第 32 号様式)により当該指定証を添えて市長に申請し、指定証の再交付を受けなければならない。ただし、亡失したときは、当該指定証を添えることを要しない。



(指定証の返還)

第 37 条 廃棄物再生利用指定業者は、その事業の全部を廃止したときは、速やかに指定証を市長に返還しなければならない。

2 廃棄物再生利用指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは、速やかに当該指定証を市長に返還しなければならない。

3 廃棄物再生利用指定業者は、第 33 条第 3 項の規定による事業の範囲の変更の指定又は第 35 条第 2 項の規定による指定証の書換えに伴う指定証の交付を受けるときは、書換え前の指定証を市長に返還しなければならない。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第 38 条 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定を受けようとする者は、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書(第 33 号様式)により市長に申請しなければならない。

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証の交付)

第 39 条 市長は、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(第 34 号様式)を申請者に交付するものとする。

(熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る認定証の書換え)

第 40 条 市長は、法第 9 条第 3 項(法第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)又は政令第 5 条の 5(政令第 7 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による届出により、前条又は省令第 12 条の 11 の 10 の規定により交付された認定証(以下「認定証」という。)の書換えを必要とするときは、認定証を書き換えて交付するものとする。

(熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る認定証の再交付)

第 41 条 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者は、交付された認定証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証再交付申請書(第 35 号様式)により当該認定証を添えて市長に申請し、認定証の再交付を受けることができる。ただし、亡失したときは、当該認定証を添えることを要しない。

(一般廃棄物処理施設の認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

第 42 条 政令第 5 条の 5 の規定による届出は、一般廃棄物処理施設熱回収施設休業等届出書(第 36 号様式)により行うものとする。

(認定熱回収施設設置者に係る認定証の返還)

第 43 条 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに認定証を市長に返還しなければならない。

(1) 法第 9 条の 2 の 4 第 2 項又は第 15 条の 3 の 3 第 2 項の規定により認定の効力が失われたとき。

(2) 法第 9 条の 2 の 4 第 5 項又は第 15 条の 3 の 3 第 5 項の規定により認定を取り消されたとき。

(3) 廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを廃止したとき。

2 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者は、第 40 条の規定による認定証の書換えに伴い認定証の交付を受けるときは、書換え前の認定証を市長に返還しなければならない。

3 法第 9 条の 2 の 4 第 1 項又は第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者は、認定証の再交付を受けた後、亡失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を市長に返還しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の認定熱回収施設設置者の報告)

第 44 条 省令第 5 条の 5 の 11 の規定による報告は、一般廃棄物処理施設熱回収報告書(第 37 号様式)により行うものとする。

(命令及び許可の取消し)

第 45 条 法第 7 条の 3、第 9 条の 2、第 14 条の 3(法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)、第 15 条の 2 の 7 及び第 19 条の 3 の規定に基づく命令並びに法第 7 条の 4、第 9 条の 2 の 2 第 1 項、第 14 条の 3 の 2(法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。)及び第 15 条の 3 の規定に基づく許可の取消しは、文書により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(維持管理状況等の報告)

第 46 条 市長は、浄化槽法第 53 条第 1 項の規定により浄化槽管理者から浄化槽の維持管理状況について報告させる場合は、浄化槽維持管理状況報告書(第 38 号様式)により行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が必要と認める場合は、浄化槽管理者から報告を求めることができる。

(使用開始等の報告)

第 47 条 浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項の規定による報告書は、浄化槽使用開始報告書(第 39 号様式)によるものとする。

2 浄化槽法第 10 条の 2 第 2 項の規定による報告書は、技術管理者変更報告書(第 40 号様式)によるものとする。

3 浄化槽法第 10 条の 2 第 3 項の規定による報告書は、浄化槽管理者変更報告書(第 41 号様式)によるものとする。

(委任)

第 48 条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(以下「新規則」という。)の施行前に川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則(平成 5 年川崎市規則第 26 号)附則第 2 項の規定により廃止された川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和 47 年川崎市規則第 52 号。以下「旧規則」という。)の規定によってした手続その他の行為は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

3 旧規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 6 年 3 月 30 日規則第 14 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日規則第 46 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 11 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 16 日規則第 45 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の規則第 4 条各号に掲げる事項の変更に係る同条の規定に基づく届出がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第 31 条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 27 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票(次に掲げるものを除く。)で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 6 月 23 日規則第 91 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 12 年 9 月 29 日規則第 110 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 13 年 1 月 4 日規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第 2 条、第 4 条第 1 号及び第 2 号並びに第 6 条に限る。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 35 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 15 年 11 月 28 日規則第 113 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 33 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条、第 31 条の見出し及び同条、第 10 号様式、第 11 号様式並びに第 12 号様式(裏面)備考 1 の改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 18 年 1 月 25 日規則第 1 号)

この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日規則第 14 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 10 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 19 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 46 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正前の川崎市小児慢性特定疾患医療給付事務取扱細則及び第 3 条の規定による改正前の川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日規則第 67 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の川崎市災害遺児等福祉手当支給条例施行規則、第3条の規定による改正前の川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則及び第4条の規定による改正前の川崎市霊堂条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（第1条、第16条及び第19条を除く。）による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

（様式省略）